

西口俊子様

セクシャル・ハラスメント申し立てに関する件について

2001年7月  
人権委員会

西口氏からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する調査委員会の報告および弁護士の意見を受けて、人権委員会としては次の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

申し立て者（西口氏）が97年ごろから第3者に話をしていることから考えると、少なくとも97年ごろ以降、91年あるいは93年のセクシャル・ハラスメント被害に悩んでいたことは明らかとなったが、西口氏の言い分を十分に証明する証拠や証人を得ることはできなかった。かなり年月が経ち、時間の経過とともに詳細な部分についての記憶が不十分になっていることなどから、これ以上の調査を続けることは困難であると思われる。

調査委員会の報告を総合すると、人権委員会としては当該セクシャル・ハラスメントの有無を判断できない状況であるといわざるをえない。

したがって、人権委員会としては、人権擁護特別委員会の設置を要請するに至らないことを結論とする。

人権委員会としましては、これができうる精一杯の結論でした。ご不満があらうかと思いますが、上にも述べましたように、時間がたちすぎており、これ以上のことはできそうにございません。なにとぞ、ご理解していただきますよう、お願い申し上げます。

また、慎重をきして会議を重ね、専門家にもご意見を伺うなどしておりましたために、結論に至るまでに時間がかかってしまい、申し訳ございませんでした。重ねてお詫び申し上げます。